



市 章

大津市公報

平 成 25 年 3 月 29 日
号 外 (第 25 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

教育委員会規則

- 7 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則..... 1
- 8 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 9 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2

教育委員会訓令

- 1 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正..... 2

教育委員会規則

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 3月29日

大津市教育委員会
委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第7号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則（平成23年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「学校給食係 保健安全係」を「スクールランチ・学校給食係 保健体育係」に改め、同条第2項中「スクールランチ推進室」を「学校安全推進室」に改める。

第4条第1項の表学校教育課の部指導係の項第3号中「生徒指導及び進路指導」を削り、同係の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

滋賀県人権教育研究大会に関すること。

第4条第1項の表学校保健体育課の部学校給食係の項中「学校給食係」を「スクールランチ・学校給食係」に改め、同係の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

市立中学校における昼食の提供に関すること。

第4条第1項の表学校保健体育課の部保健安全係の項中「保健安全係」を「保健体育係」に改め、同係の項第6号を削り、同条第2項の表スクールランチ推進室の項を次のように改める。

学校安全推進室	生徒指導及び進路指導に関すること。 通学路の安全対策に関すること。 市立の幼稚園、小学校及び中学校の危機管理に関すること。 室の一般庶務に関すること。
---------	--

第6条第1項の表堅田少年センターの項中「第2条第1項第3号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 3月29日

大津市教育委員会
委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第8号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項の表科学館次長の項中「文化情報センター副参事」を「文化情報センター参事」に、

主幹	文化情報センターのそれぞれ相当する職	を
----	--------------------	---

副参事	文化情報センターのそれぞれ相当する職	に
主幹		

改め、同条第 5 項の表科学館次長の項中「視聴覚ライブラリー副参事」を「視聴覚ライブラリー参事」に、

主幹	視聴覚ライブラリーのそれぞれ相当する職	を
----	---------------------	---

副参事	視聴覚ライブラリーのそれぞれ相当する職	に
主幹		

改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月 29 日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第 9 号

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則（平成 4 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとし、同条第 3 号に次のように加える。

キ 教育に関する情報の管理及び整備等に関すること。

第 4 条第 2 項第 3 号中「センターの所長」を「科学館長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第 1 号

大津市教育委員会事務決裁規程（平成 6 年教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 29 日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

第 2 条第 9 号中「及び歴史博物館長」を削り、同条第 10 号中「、歴史博物館副館長、生涯学習センター所長及び公民館長」を「及び教育機関の所長（生涯学習センター所長に限る。）」に改め、同条第 11 号及び第 12 号を次のように改める。

課長 教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）の課長及び室長並びに教育機関の館長、所長（前号及び次号に規定する所長を除く。）、副館長及び次長（堅田公民館次長、生涯学習センター次長及び科学館次長に限る。）をいう。

課長補佐 事務局の課長補佐、室次長及び幼児教育指導監並びに教育機関の所長（学校給食共同調理場所長に限る。）、次長（前号に規定する次長を除く。）をいう。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。